

お知らせとお願い

レーザー光線の照射により航空機の安全な運航を妨害することは犯罪です。

（最も重い刑で懲役 3 年（注））

神奈川県内、東京都内及び沖縄県内で飛行中の航空機に対してレーザー光線を照射するという事案が多発しています。



■レーザー光線による操縦士への影響（イメージ）

航空機へのレーザー光線の照射は、パイロットの目の負傷、失明、操縦への障害に繋がり、墜落等による大惨事を地域の皆様にもたらしかねない大変危険で悪質な行為です。

航空機に向けてレーザー光線を照射している人を見かけた方は 1 1 0 番通報をお願いいたします。

（注）刑法の威力業務妨害罪に該当する場合（3 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金）。
なお、航空危険行為処罰法の航空危険罪に該当する場合は、3 年以上の有期懲役。

外務省、防衛省、警察庁、国土交通省

■本チラシの内容についてのお問い合わせにつきましては下記に御連絡願います。

防衛省本省 地方協力局地方協力企画課連絡調整室

（代表）03-3268-3111（内線：36688）

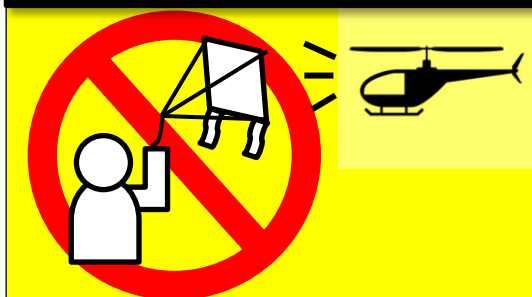
お知らせとお願い

凧や風船を揚げる行為により航空機の安全な運航を妨害することは犯罪です。

（最も重い刑で懲役 3 年（注））

普天間飛行場周辺における航空機の飛行ルート下において、凧や風船を揚げる事案が発生しています。

あぶない！



航空機の飛行ルート下における凧揚げ等は、航空機の事故や凧等を揚げている人の大けがにつながるおそれがある大変危険な行為です。

航空機の飛行ルート下において、航空機の安全な運航を妨害するような方法等で凧や風船を揚げている人を見かけた方は 1 1 0 番通報をお願いいたします。

（注）刑法の威力業務妨害罪に該当する場合（3 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金）。
なお、航空危険行為処罰法の航空危険罪に該当する場合は、3 年以上の有期懲役。

外務省、防衛省、警察庁、国土交通省

■本チラシの内容についてのお問い合わせにつきましては下記のいずれかの部署に御連絡願います。

防衛省本省 地方協力局地方協力企画課連絡調整室
防衛省沖縄防衛局企画部地方調整課連絡調整室

（代表）03-3268-3111（内線：36688）
（代表）098-921-8131（内線：226）